国民年金　事案 76

第１　委員会の結論

申立人の昭和 41 年４月から 55 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和９年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 41 年４月から 55 年３月まで

昭和 55 年６月に兄から救済措置（特例納付）があるので、手続するよう勧められ、すぐに市役所に手続方法や支払金額を確認したところ、結構な額であったので、父親に相談し 50 万円を立替えてもらい、足りない分は、家計から補充し市役所で現金で支払った。

その後は、市役所から送られてきた納付書で、遅滞なく納付しており、未納となっていることは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年６月に特例納付する際に父から 50 万円を立替えてもらうため、家計用に使用していた娘名義の口座に振込んでもらったと主張しているが、申立人の父の貯金通帳には、同月の 50 万円の払戻しとともに、娘の名前についても記載されており、申立人の主張を裏付けるものとなっている。

また、当時から申立人の確定申告の作成依頼を受けていた会計士は、申立人から未納分を一括納付したことについて聞いたことがある旨を証言しているほか、当時の市役所においては、市の職員が納付書に保険料金額を記載した上で本人に交付し、金融機関への納付を指示していたことや、市役所内に銀行が存在していたことが確認されるなど、申立人の主張に不合理な点は認められない。

さらに、納付したとする昭和 55 年６月は、特例納付できる期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる

国民年金　事案 77

第１　委員会の結論

申立人の昭和 48 年 12 月から 52 年９月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 23 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 48 年 12 月から 52 年９月まで

昭和 48 年 12 月の結婚後、すぐに加入手続を行い、それからは納付書が送られてくると、その都度、近所の郵便局か銀行へ行き保険料を納付していた。役所の記録によると、昭和 52 年 10 月５日に任意加入しているとのことだが、そのような事実はなく、結婚後は保険料をすべて納付している。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 12 月の結婚直後に加入手続を行い、その後送られてくる納付書で納付していたと主張し、厚生年金を離脱する際に年金制度の説明を受けたこと、舅（しゅうと）及び 50 年に死亡した姑（しゅうとめ）から国民年金に加入するよう言われて加入したこと、加入後、52 年１月の長女の出生前に長男を背負って銀行へ納付に赴いたこと、社会保険庁の記録上、資格取得日とされる 52 年 10 月当時は、体調不良等の事情があり、そのころ加入手続を行った可能性はないことを鮮明に記憶しており、その内容は、詳細かつ具体的で、特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、厚生年金を離脱する際に大切に保管するよう言われた厚生年金被保険者証を所持しており、申立人が納付していたと主張する郵便局や銀行は申立期間当時から存在するなど申立内容を裏付ける事情がある反面、申立内容に明らかに反する証拠は存しない。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金　事案 78

第１　委員会の結論

申立人の昭和 37 年３月から 38 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 17 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 37 年３月から 38 年３月まで

申立期間当時、町役場の臨時職員として勤務し、役場の職員に、20 歳から国民年金に加入する義務があると言われ、すぐに役場の年金係に行って保険料を納付した。その後も、年金係で納付していたので、未納であるはずがない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、町役場の臨時職員として勤務し、いつでも役場の年金係で納付できる状況にあったほか、申立人に国民年金への加入を促した町の職員について、申立内容のとおり在職していたことが確認されるとともに、当時の町役場においては 20 歳到達者の納付台帳を作成しており、役場の職員に、20 歳から国民年金について加入する必要があると言われ、国民年金に加入したとする申立人の主張を裏付けるものとなっている。

また、申立人の国民年金手帳は、昭和 36 年度及び 37 年度の印紙検認台紙が切り離され契印が押されているが、当時の年金係では、印紙がはっていない場合には印紙検認台紙を切り離さない運用が行われていた可能性が認められている。

さらに、申立人は、国民年金の強制加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生年金　事案 18

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は当該額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を昭和 46 年 10 月から昭和 47 年７月までの期間については４万 8,000 円、昭和 51 年８月から同年９月までの期間については 15 万円に訂正することが必要である。

第２　申立人の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 21 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 46 年 10 月から 47 年７月まで
②　昭和 51 年８月から同年９月まで

社会保険庁の記録では、申立期間①の標準報酬月額が４万 5,000 円、申立期間②の標準報酬月額が 13 万 4,000 円となっているが、Ａ厚生年金基金加入員記録ではそれぞれ４万 8,000 円、15 万円となっており相違している。当該記録の相違について調査願いたい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ厚生年金基金の記録では、①及び②の申立期間に係る標準報酬月額は、それぞれ４万 8,000 円、15 万円であることが確認できる。また、当時から厚生年金保険及び同基金の届出様式は複写式であったとの同基金の証言が得られている。

なお、Ｂ㈱では、昭和 46 年当時 40 歳以下の他の被保険者の標準報酬月額は、同年にすべて増額して定時決定又は改定されているにもかかわらず、申立人の標準報酬月額は前年の標準報酬月額と同額で定時決定されている。また、当該事業所では、申立人に係る２等級以上の標準報酬月額の増額は、８月（昭和 44 年は７月、52 年は９月）の改定において行われているが、昭和 51 年は、10 月に２等級に相当する増額の定時決定又は改定が行われている。これらの周辺事情から、①及び②の申立期間について、同基金の記録が事実に則したものであると推定できる。

これらを総合的に判断すると、いずれの申立期間についても、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

東京国民年金　事案５

第１　委員会の結論

申立人の昭和 40 年１月から 41 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 20 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 40 年１月から 41 年３月まで

私は、20 歳以降に国民年金加入の通知を受け区役所に出向き説明を聞いた後、「この金額を納めれば 20 歳から納めたことになりますよ。」と言われ、保険料を納めた。ところが、平成 17 年２月 27 日、社会保険事務所から、昭和 40 年１月以降の 15 か月間の保険料が未納であるというハガキが届いて驚いている。国民年金保険料は確かに納付しているので、記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人に当時払い出された国民年金手帳については、納付記録がある期間についても、納付検認印の押印がある期間や無い期間があるなど、申立人に係る保険料納付の事務手続には誤りがあったものと推認される。

また、申立人は、申立期間を除き、保険料がすべて納付済みであるほか、厚生年金に加入した後の昭和 42 年 12 月に、同年４月から７月までの国民年金保険料をさかのぼってまとめて支払うなど、保険料の納付意欲が高いことがうかがえ、申立期間の保険料は、資格取得年月日に遡及して納付されていたものと思われる。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金　事案６

第１　委員会の結論

申立人の昭和 39 年２月及び同年３月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 19 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 39 年２月及び同年３月

私は、昭和 40 年２月に、20 歳にさかぼって国民年金に加入し、その際、それまでの国民年金保険料は、すべて納付したにもかかわらず、39 年２月及び同年３月が未納とされているので、納付記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が手続をしていた区役所では、昭和 45 年３月頃、申立人に対し国民年金手帳記号番号が二重に払い出されたり、申立人の妻に対して資格取得年月日の誤った国民年金手帳が発行されるなどの事実が生じたことが判明している。

また、昭和 47 年４月１日には、国民年金手帳の更新に当たり、申立人の氏名及び生年月日が誤って更新されたため、資格取得年月日を変更せざるを得ない事情が生じていたことも確認できる。

さらに、申立人は、国民年金に 20 歳で加入して以降 60 歳まで、申立期間の２か月を除き、40 年間にわたって保険料はすべて納付済みであり、妻の国民年金加入期間についても申立人が保険料を支払っており、未納期間が無く、納付意識は高かったと認められる。

その上、第一回特例納付期間においては、昭和 46 年７月１日に、それまでの未納の保険料をすべて納付しており、もし社会保険庁の記録どおり申立期間が未納であったとするならば、当該２か月分だけを未納にしたまま特例納付することは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京厚生年金　事案１

第１　委員会の結論

申立人は、その主張する標準報酬月額（36 万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は当該額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 36 万円に訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 30 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成元年 10 月から２年９月まで

社会保険庁の記録によると、平成元年の標準報酬月額の定時決定が 36 万円のところ、16 万円として記録されている。厚生年金基金の記録では同期間について 36 万円と記録されており、当時の賃金台帳から厚生年金保険料の控除額も当該額であったことが確認できるので訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

厚生年金基金の記録から、申立期間に係る標準報酬月額が 36 万円であることが確認でき、また、事業主が保管する賃金台帳によれば、申立人は、申立期間に、同額の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当時、算定基礎届は、複写式の届出様式により、同一内容のものが社会保険事務所と厚生年金基金に提出されており、基金ではそれに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録している。

さらに、申立期間における当該事業所の他の被保険者については、同様の事例は見られず、事業主は社会保険事務所に適正な届出を行っていたものと思われる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る平成元年の標準報酬月額の定時決定は 36 万円に訂正することが必要であると認められる。

東京厚生年金　事案２

第１　委員会の結論

申立人は、平成４年８月から標準報酬月額（36 万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主が社会保険事務所に標準報酬月額の月額変更届を提出していたことが認められることから、申立人の標準報酬月額の改定時期を平成４年 10 月（定時決定）から同年８月（随時改定）に訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 36 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成４年８月から同年９月まで

平成４年８月の標準報酬月額の随時改定（30 万円から 36 万円に改定）が、同年 10 月の定時決定として記録されている。厚生年金基金の記録も平成４年８月の随時改定となっており、また、改定後の厚生年金保険料の控除も同時期であることが当時の賃金台帳から確認できるので訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

厚生年金基金の記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の改定時期は、平成４年８月であることが確認できる。

また、事業主が保管する賃金台帳によれば、申立人は同時期の随時改定の要件を満たしていることは明らかであり、かつ、事業主は、改定後（36 万円）の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を平成４年８月分として同年９月支給の給与から控除していたことが認められる。

なお、当時、月額変更届は、複写式の届出様式により、同一内容のものが社会保険事務所と厚生年金基金に提出されており、基金ではそれに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録している。

さらに、同時期において、当該事業所の他の被保険者については、同様の事例は見られず、事業主は社会保険事務所に適正な届出を行っていたものと思われる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る平成４年 10 月の定時決定を取り消し、同年８月の随時改定に訂正することが必要であると認められる。

東京厚生年金　事案３

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和51年２月３日に、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については18万円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和22年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和51年１月３日から同年２月３日まで

私は、昭和51年２月３日付けでＡ銀行Ｓ支店からＹ支店に転勤になったが、Ａ銀行Ｓ支店の資格喪失日が同年１月３日とされている。その期間の厚生年金保険料が控除されていることが源泉徴収票から確認できるので訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

人事記録表及び源泉徴収票から、申立人が申立てに係る会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金基金の回答から、Ａ銀行Ｓ支店における申立人の加入員資格の喪失日は昭和51年２月３日であることが確認できる。

なお、当時、資格喪失届は、複写式の届出様式により、同一内容のものが社会保険事務所と厚生年金基金に提出されており、基金ではそれに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和51年２月３日に、被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の被保険者原票において18万円と確認できることから、18万円とすることが妥当である。

北海道国民年金　事案 10

第１　委員会の結論

申立人の昭和 41 年９月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 21 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 41 年９月

昭和 41 年９月の国民年金保険料が未納となっているが、私は申立期間以外は、すべて現年度での納付を欠かしたことはなく、そして当該期間はＡ町役場の指導で納付しており、未納は無いと認識している。

昭和 41 年度の領収書があるので、納付期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間は、１か月と短期間であるとともに、その後、申立人は、現在まで 40 年間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、夫についても約 39 年間、国民年金保険料を完納しており、現在も納付し続けている。

申立人が所持していた昭和 45 年２月 25 日付けの 300 円の領収書は、昭和 41 年度国民年金過年度分とのみ記入されており、本来は時効により納付できない期間だが、これが還付された事実は認められないことから、Ａ町役場の指導で納付したという申立に不自然さは見られなく、この時点で未納ではなくなったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金　事案 11

第１　委員会の結論

申立人の昭和 58 年４月から同年６月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和８年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 58 年４月から同年６月まで

当時は、主に夫が国民年金保険料を支払っており、申立期間のみが未納になっていることに納得がいかない。

昭和 58 年分の確定申告書には納付したことを示す事実が記載されている。

第３　委員会の判断の理由

申立期間は３か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人から提出された昭和 58 年分の確定申告書（控）においては、国民年金保険料の支払額が記載され、その金額は当時の国民年金保険料額と一致している。

さらに、申立期間は任意加入期間であり、申立人の保険料を納付する意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道 国民年金　事案 12

第１　委員会の結論

申立人の昭和 50 年４月から 51 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 22 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 50 年４月から 51 年３月まで
②　昭和 62 年３月

昭和 53 年に結婚し、退職後、国民年金に加入するまでの空白期間を遡及して納めることができる特例期間があることをＡ区役所の職員に言われ、54 年頃にまとめて国民年金保険料をＡ区役所に納めた事をはっきりと覚えており、これで年金が継続できたと安心したことを記憶している。

また、昭和 62 年３月についても、当該月の前から口座振替で国民年金保険料を納め続けてきており、納付を忘れることは考えられない。

以上の事から、申立期間については国民年金保険料を納付していたと認めてもらいたい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立人は、昭和 53 年度の保険料を昭和 54 年３月 29 日に納付しており、54 年頃に、国民年金保険料をまとめて納めたとする申立てと一致する。

この時期は、特例納付が可能な期間であり、昭和 51 年４月から同年 12 月までの国民年金保険料は、時効により過年度納付が不可能であったことから、特例納付により納めたものと推測される。

特例納付は先に経過した月の分から納付するものであり、また、申立人の夫の銀行口座から、申立人が未納となっていた４年間の国民年金保険料に相当する金額が引き出されていることから、申立期間のうち、①昭和 50 年４月から 51 年３月までの国民年金保険料についても、この時同時に納付したと考えるのが自然である。

２　一方、申立期間のうち、②昭和 62 年３月については、当時の国民年金保険料の納付方法は口座振替であったが、残高不足により引き落とされ

ていないことが銀行の記録により確認され、その後、納付書等により納付したことについて申立人の記憶が無く、関連資料及び周辺事情も確認できないことから、保険料を納付していたものと認めることはできない。

3　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、①昭和 50 年４月から 51 年３月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金　事案２

第１　委員会の結論

申立人の昭和 44 年２月及び同年３月国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 24 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 44 年２月及び同年３月

昭和 44 年２月及び同年３月の２か月の国民年金保険料 500 円は、町内会を通じて父親が納付しており、申立人の国民年金手帳には、赤字で「ABCD－EFGHIJ　45.３.26　500 円（44.　２～３月）現金で納入済み」と記載されているので、納付したものと認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年２月に国民年金強制加入の被保険者資格を取得したが、市町村名簿によると、44 年 11 月に国民年金記号番号 ABCD－EFGHIJ が払い出されたものの、その後、同記号番号は「取消適用誤り」と記載されている。しかし、同記号番号の取消しについて合理的理由は見当たらない。その後、申立人が 46 年４月１日の資格取得により同年５月 16 日に払出を受けた記号番号 ABCD－KLMNOP の国民年金手帳には、年金事務に従事していた者による筆跡と見られる記載として、申立人の主張するように「ABCD－EFGHIJ　45.３.26　500 円（44.　２～３月）現金で納入済み」との記載があり、これが事実に反するものであるとする事情は認められない。申立人の未納期間は２か月と短期間であり、申立期間を除く加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、付加保険料も納付しており、納付意識は高かったものといえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金　事案３

第１　委員会の結論

申立人の昭和46年４月から47年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和16年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和46年４月から47年３月まで

申立人は、いつも夫婦二人分の保険料を納めてきたので、申立期間の夫の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、申立人の保険料が未納となっていることは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人とその夫の、国民年金保険料の納付日が確認できる昭和47年度及び49年度から57年度までの期間については、夫婦の保険料の納付日が同一であることから、申立人と夫の二人分の保険料を一緒に納付していたという申立人の主張には信憑性があり、申立期間の保険料が申立人のみ未納となっていることは不自然である。

また、申立人は、厚生年金と国民年金との切替手続を数度行っているが、いずれも適正に行っており、申立期間を除いて保険料の未納期間が無いことから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金　事案４

第１　委員会の結論

申立人の昭和 46 年４月から 47 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 22 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 46 年４月から 47 年３月まで

昭和 44 年３月に国民年金に加入して以来、国民年金から厚生年金、また厚生年金から国民年金へと変更の都度、空白期間が生じないよう速やかに手続をしてきた。

申立期間当時、国民年金保険料はＡ区役所Ｂ支所の窓口で、主人の分と一緒に現金で納めていた。また転居するごとに役所で払い忘れが無いか確認してきたので未納期間は無いと確信している。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年４月に 44 年３月の保険料を、夫と同じく特例納付しているほか、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付している上、数度の厚生年金と国民年金との切替手続も適正に行っており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間に係る保険料の納付場所、納付方法等の納付状況ついての記憶は具体的であり、これに疑いを入れる事情は見当たらず、申立内容は事実のとおりであると推認するのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金　事案８

第１　委員会の結論

申立人の昭和 46 年 10 月から 47 年２月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 26 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 46 年 10 月から 47 年２月まで

当時、奨学金を受けて短大に在学中であった。就職が内定した昭和 46 年 10 月に、父から「半年分くらい親の責任として納めておいた」と言われた記憶がある。20 才になってすぐに加入手続をしており、父の言葉からも、未納になっていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間は５か月と短期間であり、申立期間以外の国民年金加入期間については、すべて納付期限内に納付している。

また、学生が任意加入であった時期に、申立人が 20 歳になった月に父が申立人の加入手続を済ませていることに加え、「父は区長も経験し、地域住民からの人望も厚く、保険料を納めたという話に偽りはない」との申立人の姉の証言もあることから、未納であることは不自然である。

さらに、同居の家族について、母は国民年金のみに加入し、父は昭和 48 年に「再開５年年金」に加入し、両親とも加入期間はすべて保険料を納付しており、父は保険料納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金　事案９

第１　委員会の結論

申立人の昭和 48 年２月及び同年３月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 28 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 48 年２月及び同年３月

20 歳になった時点で、役所から保険料納付の通知が来たことを認識しており、当時は、父親が月末に家族分の年金保険料及び税金を区長に納め、区長が役場に納める仕組みになっていた。

父親が将来のことを考えてくれており、未納や滞納など考えられないので、未納とされていることに納得がいかない。

第３　委員会判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付しており、未納とされている期間は、申立期間のみで、かつ２か月と短期間である。

また、申立期間当時、国民年金保険料を納めていた父親は、国民年金の被保険者であった期間について完納しており、母親も国民年金加入期間においては、すべて納付済みとなされている。

さらに、当時の納付組織における保険料の集金方法も申立内容のとおり、区長が月末に集金して役場に納めていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金　事案 10

第１　委員会の結論

申立人の昭和 43 年６月から 46 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 22 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 43 年６月から 46 年３月まで

国民年金保険料納付記録について、平成 19 年５月 24 日に照会申出書を提出したところ、昭和 43 年６月から 46 年３月までが未納との回答をもらった。

婚姻当時、自分の年金について未納があることが分かり、夫（平成 17 年１月死亡）が、生前「一括して支払った」と話していたことから、それ以降未納期間はないものと認識していた。

国民年金はすべて夫が管理しており、夫の生前の言葉からも未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付済みである。その夫についても、申立期間は納付済みである上、平成６年度から夫婦共に保険料の前納を行っており、納付意識は高い。

また、申立人は昭和 45 年４月 30 日に婚姻しているが、現在、市で保管している国民年金番号払出簿によると、同日に、国民年金の加入手続を行っており、年金に対する意識の高さがうかがえる。その上、申立期間における婚姻前の期間の保険料は、国民年金加入手続当時は時効を迎えておらず、保険料を納付することは可能である。加えて、夫の当時の経済状況は良好であったとみられ、夫が婚姻当時、未納であった申立人の保険料を納付したとする主張に不自然さは見られない。

さらに、納付年月日を確認できる昭和 60 年以降、夫が 60 歳を迎える

平成 13 年１月まで、保険料は夫婦同一日に納付されていることが確認できることから、申立期間における婚姻後の期間についても夫婦で一緒に保険料を納付していた可能性が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金　事案３

第１　委員会の結論

申立人の昭和 51 年１月から同年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 20 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 51 年１月から同年３月まで

社会保険事務所に照会したところ、昭和 51 年１月から同年３月までの３か月が未納となっていることが分かった。

私が居住する地域では、婦人会による国民年金保険料の集金があり、私と夫の保険料をまとめて婦人会を通じて納付しており、夫は納付済みとなっているのに、私だけが未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断理由

申立期間は、３か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 48 年４月以降現在に至るまで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、夫については申立期間も含め国民年金加入期間について未納はない。

また、申立人夫婦の保険料納付年月日は、納付年月日が確認できる昭和 59 年度から平成 12 年度までの期間については同一であり、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立期間について夫のみが納付済みとされているのは不自然である。

さらに、昭和 51 年当時の地元婦人会副会長は、婦人会による国民年金保険料の集金が行われていたと証言しており、婦人会による国民年金保険料の集金により保険料を納付していたとする申立人の主張を裏付けている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金　事案４

第１　委員会の結論

申立人の昭和 38 年１月から同年３月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　大正 13 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 38 年１月から同年３月まで

社会保険事務所に国民年金保険料納付記録の照会を申出したところ昭和 38 年１月から同年３月まで納付の事実が無いとの回答であった。

市の集金人が３か月に一度自宅へ集金に来ており、何の行き違いも無く夫婦一緒に納付していたため納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間は、３か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、３か月に一度集金に来ていた市の集金人に保険料を支払い、その都度、手帳に検認印を押してもらっていたと申し立てているが、申立期間当時、申立人の居住している地区において、市の職員が集金を行い、その都度、検認印を押していた事実が確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金　事案５

第１　委員会の結論

申立人の昭和 38 年１月から同年３月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和４年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 38 年１月から同年３月まで

社会保険事務所に国民年金保険料納付記録の照会を申出したところ昭和 38 年１月から同年３月まで納付の事実が無いとの回答であった。

市の集金人が３か月に一度自宅へ集金に来ており、何の行き違いも無く夫婦一緒に納付していたため納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間は、３か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、３か月に一度集金に来ていた市の集金人に保険料を支払い、その都度、手帳に検認印を押してもらっていたと申し立てているが、申立期間当時、申立人の居住している地区において、市の職員が集金を行い、その都度、検認印を押していた事実が確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金　事案３

第１　委員会の結論

申立人の昭和 42 年５月から 43 年２月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 22 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 42 年５月から 43 年２月まで

私が 20 歳の学生であった申立期間の国民年金保険料は、母が私、母及び姉の３人分を町内会の役員に納付していた。金額は１か月 500 円から 600 円ぐらいだったと聞いている。私だけ未納であるとは考えられない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人と同居していた母親及び姉については、申立期間における国民年金保険料を納付済みであり、その後の保険料も完納していることから、母親が申立人の保険料だけ納付しないとは考えられない。

また、その当時母親が支払っていたとする保険料額は、母親、姉及び申立人の３人分とみれば金額がほぼ一致し、さらに、申立人の地区においては申立のとおり納付組織が存在し、集金を行っていたことが確認されている。

申立人の国民年金手帳は、払出しが昭和 43 年７月と遅れているものの、42 年５月加入となっており、厚生年金加入（43 年３月）後に国民年金の加入手続をするとは考えにくく、申立人と同時期に国民年金手帳の払出しを

受けた者の中にも申立人と同様に払出しが遅れている者が見られたことから、申立人は、20歳に到達した42年５月に加入手続を行ったと考えるのが自然である。

なお、市役所で保管されていた国民年金手帳が本人に返付されたのは国民年金資格喪失後２年６か月以上も経過した昭和45年11月となっており、また、申立人と同様に国民年金被保険者名簿の月別検認記録欄が空欄となっている者の中には国民年金保険料を納付している者が見られるなど、当該市町村における事務処理に不合理な面がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金　事案４

第１　委員会の結論

申立人の昭和 44 年４月から 50 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 24 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 44 年４月から 50 年３月まで

昭和 50 年度以降は納付済みとなっているが、それ以前の申立期間についても、両親が私と両親の３人分を納付組織に納付していたはずであり、私だけ未納であるとは考えられない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間以外はすべて納付済みとされており、また、申立人の国民年金保険料を支払っていたとする同居の両親に未納期間はなく、かつ、申立期間以後に国民年金の強制加入者となった妹についても結婚までの保険料を完納していることから、両親の保険料納付意識は高く、申立人の保険料だけ納付しないとは考えられない。

また、申立人の地区においては、申立てのとおり納付組織が存在し、集金を行っていたことが確認されている。

さらに、申立人の加入資格の取得時期について、①申立人の国民年金手帳の資格取得年月日は昭和 44 年４月 14 日と記載されており、当該市町村は手続をした日を国民年金の資格取得日とするのが一般的であったこと、②市町村の国民年金被保険者名簿において、資格取得年月日の記載が 44 年４月 14 日から、国民年金被保険者資格取得の事由がない 50 年４月 14 日に不合理な訂正がされていることなどから、44 年４月 14 日に加入手続がなされたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金　事案５

第１　委員会の結論

申立人の昭和 60 年９月から 61 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 23 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 60 年９月から 61 年３月まで

私が会社を退職した後の昭和 60 年９月から 61 年３月までの国民年金保険料については、市町村役場の職員である夫が加入手続し、私が当時国民年金保険料の集金を行っていた婦人会に納付していたので、未納となっていることは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付済みであり、特に婚姻後の国民年金加入期間（昭和 44 年３月から 46 年７月までの期間及び 55 年１月から 59 年４月までの期間の延べ６年９か月間）は任意加入期間であったにもかかわらず、すべて現年度で完納していることから、申立人の納付意識は高かったと考えられ、申立期間のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人の居住地区では、当時国民年金保険料の集金を納付組織に委託する制度が存在していたほか、申立人が所属していた婦人会は国民年金保険料の取扱団体として登録されていたことが確認できる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行っていた夫は、職場で年金業務を担当していたことがあるなど、年金制度の重要性を認識していたと考えられ、申立人には婚姻後、厚生年金保険と国民年金の切替手続や３号被保険者の届出手続が複数回あるが、いずれも適正に行われており、申立期間についても、夫が確かに役場の窓口で手続を行った旨を証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金　事案２

第１　委員会の結論

申立人の昭和 44 年７月から 45 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 23 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 44 年７月から 45 年３月まで

私は、昭和 44 年３月に自営業を営む夫及び義母と同居し始め、義母が同年４月から私たち夫婦及び義母の３人分の国民年金保険料をまとめて集金人に支払っていたが、社会保険庁の記録では、私の分のみ申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。

義母がいつも３人分の国民年金保険料をまとめて支払っているのを見ており、私のみが未納ということは考えられず、納得できない。

第３　委員会の判断理由

申立人は夫と同居後、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している。

また、申立人の夫及び義母も、申立人と同居後、申立期間を含め国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立期間当時、申立人が居住している地区では、集金人制度による国民年金保険料の集金が行われるとともに、当該集金人が実在していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金　事案３

第１　委員会の結論

申立人の昭和60年１月から同年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和22年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和60年１月から同年３月まで

私は、昭和60年１月から同年３月までの国民年金保険料を、妻が当時勤めていた化粧品訪問販売店（妻の母親が経営）に来ていた集金人に、私の分と併せて支払っていたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間が３か月と短期間であり、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、納付済期間においては、付加年金保険料を加算して納付していることから、納付意欲が高かったと認められる。

また、申立人から提出された昭和60年の確定申告書（控）には、国民年金保険料が記載されており、その額は、当時の国民年金保険料１年分とおおむね一致している。

さらに、申立期間当時、申立人の妻が納付していた地区では、集金人制度による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金　事案４

第１　委員会の結論

申立人の昭和60年１月から同年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和25年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和60年１月から同年３月まで

私は、昭和60年１月から同年３月までの国民年金保険料を、当時勤めていた化粧品訪問販売店（母親が経営）に来ていた集金人に、夫の分と併せて支払っていたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間が３か月と短期間であるとともに、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、申立期間を含む国民年金保険料をすべて納付していたと認められる。

さらに、申立期間当時、申立人が夫の分と併せて納付していた地区では、集金人制度による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金　事案６

第１　委員会の結論

申立人の昭和 60 年４月から 61 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立人の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 22 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 60 年４月から 61 年３月まで

申立期間については、地元の役場で非常勤職員として働いており、国民年金保険料を役場の出納室で納めた記憶があるにもかかわらず、国民年金を脱退した記録になっているのは納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人の資格記録を見ると、昭和 47 年３月に国民年金に任意加入した際、事務手続上の過誤により強制加入として取り扱われており、申立期間中の 60 年 11 月に任意加入に訂正されている。一方、申立人は、60 年４月に資格喪失しているが、この時点では強制加入として取り扱われていたはずであり、資格喪失する理由が見当たらず、当該記録は不自然と言わざるを得ない。また、当時、第３号被保険者制度の創設により、翌年から自分が強制加入になることについて承知していたと述べており、それ以前の加入期間の継続性（157 か月）をかんがみると、このような時期にあえて納付を取り止めたとするのも不自然である。

さらに、申立人は、夫と結婚後、昭和 47 年３月に国民年金に任意加入し、以後 14 年余りの任意加入期間について、申立期間を除き、保険料はすべて納付済みとなっている上、申立期間については、地元の役場で働いており、国民年金関係の業務に従事していたことから、年金制度について詳しい知識を有するとともに、納付意識も高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金　事案７

第１　委員会の結論

申立人の昭和 50 年 11 月から 51 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立人の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 26 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申立期間：昭和 50 年 11 月から 51 年３月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和 50 年 11 月 15 日に市役所で任意加入した際、５か月分まとめて支払ったはずなのに未納となっている。年金を満額いただきたくて、夫の外国転勤の準備中にも関わらず市役所に出向いて手続と納付をしたのに、未納とされていることには納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、年金を少しでも多額に受給することを目的に、夫の海外転勤の準備中にも関わらず交通の不便を押して市役所を訪れ、国民年金の任意加入手続を取っていることから、その際に保険料の納付をせずあえて加入手続のみを行うのは不合理で考えられず、当日、納付に伴い市役所で受け取った国民年金手帳は、加入記録の表示が領収書代わりなので大切に保管願いたい旨の説明を受けたとの申立人の主張には不自然さは見られない。

また、当時居住していた社宅は交通の便が悪かったため、運転免許を持っていなかった申立人が、土曜が休日となっている申立人の夫に自家用車で市役所に連れて行ってもらったとの主張については、任意加入の手続の日（昭和 50 年 11 月 15 日）が土曜日であったことも確認され、申立人の申立内容には更なる信憑（ぴょう）性が認められる。

さらに、申立人は、結婚前の１か月の未加入期間を除き、約 30 年間にわたり国民年金保険料の未納が無く、自身の海外在住においても実家に依頼して前納制度により納付を継続していることなどから、保険料を支払う意欲は高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

石川国民年金　事案２

第１　委員会の結論

申立人の昭和 37 年４月から 38 年３月までの期間及び 40 年４月から 41 年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和９年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 37 年４月から 38 年３月まで
②　昭和 40 年４月から 41 年３月まで

夫婦で自営業を営み、国民年金保険料は町会の集金を通じて夫婦二人分を毎月納付してきた。一人分だけ納付することはあり得ず、納付しなかったこともない。申立期間について未納となっていることは、納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、その夫と共に、拠出制国民年金制度発足当初から国民年金に加入しており、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料はすべて納付している。また、夫は、申立期間を含め、加入期間について保険料をすべて納付している。このように、申立人及びその夫の国民年金への加入及び保険料の納付意識は高かったと思われ、申立期間について申立人のみ納付していなかったとすることには不自然さがある。

さらに、申立期間当時の申立人が居住する地域における国民年金保険料の集金・納付の形態・方法等は、申立人の申立内容のとおりであったことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

石川国民年金　事案３

第１　委員会の結論

申立人の昭和 54 年９月から 55 年４月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　大正 12 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 54 年９月から 55 年４月まで

申立期間について国民年金保険料が未納とされているが、当時の家計簿が残っており納付した記録がある。同居している娘の保険料と同時期に自分の保険料（付加保険料含む。）も納付しており、自分の分だけ未納とされていることは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人の家庭の家計簿が残っており、申立期間当時の国民年金保険料の支払についての記載があるが、記載金額と当時の保険料額、支払の日付とその曜日が合致しているなど、資料として信頼できるものであり、申立人が保険料を納付していたことが推定できる。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済みであるとともに、付加年金に加入していることから保険料納付への意欲がうかがわれる。

さらに、申立人は、長年同居し家計を共にする娘と、国民年金保険料の納付及び家計簿の記載を含む家事を共同して行っており、二人同時に国民年金に加入している申立期間において、保険料を一人分のみ納付することには不自然さがある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

静岡国民年金　事案２

第１　委員会の結論

申立人の昭和 56 年４月から同年９月までの期間及び 57 年１月から同年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 24 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 56 年４月から同年９月まで
②　昭和 57 年１月から同年３月まで

昭和 55 年 10 月に結婚して以来、国民年金保険料の納付も含め、金銭の管理は妻に任せていた。

妻は几帳面な性格であり、夫婦分の保険料を一緒に納めていたはずで、申立期間中、妻は国民年金保険料を納付しているのに自分の分だけが未納となっていることには納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、９か月の申立期間以外はすべて納付済みとされている。

また、申立人が結婚後、申立人の国民年金保険料を実質的に納付していた妻については、国民年金加入以降、申立期間を含め、すべての年度で保険料を完納している。

さらに、国民年金保険料の納付日が確認できる昭和 59 年度以降は、原則的に夫婦の納付日は同一かつ期限内となっており、申立人のみが申立期間中、未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金　事案３

第１　委員会の結論

申立人の昭和 46 年４月から同年 46 年６月までの期間及び 46 年 10 月から 47 年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 17 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 46 年４月から同年 46 年６月まで
②　昭和 46 年 10 月から 47 年３月まで

申立期間当時、国民年金保険料は、夫の分と併せて納付していたが、夫だけが納付したことになっており、自分が未納になっていることには納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、合計９か月の申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が、自らの国民年金保険料と併せて納付していたとする夫の年金記録は、昭和 36 年４月以降、申立期間を含め、60 歳になるまですべての年度で完納となっており、申立人のみが申立期間中、未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人は夫婦共に、昭和 57 年度以降 20 年間近く保険料を前納しており、保険料納付に対する意識が高いことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金　事案２

第１　委員会の結論

申立人の昭和44年４月から45年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和14年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：昭和44年４月から45年３月まで

年金記録を照会したところ、昭和44年４月から45年３月までが未納との回答をもらった。43 年７月に市内で転居した当初も、以前の住所地に在住していた時と同じ女性の集金人が引き続いて集金に来ており、同居していた姉と共に納付していたことを憶えている。

申立期間についてだけ未納となっているのは、私も姉も納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所が保管している年金手帳払出簿によると、昭和40年10月に国民年金資格取得届出を行っており、国民年金保険料を、姉と共に申立期間を除き60歳の資格喪失まですべて納付している。

また、姉妹二人とも昭和52年４月から付加保険料を納付しており、納付意欲は高いと認められる。

さらに、申立人が居住していた市では、申立期間当時、集金人による国民年金保険料の集金制度が実在していたことが確認できるとともに、市内で住所変更した場合、申立人が申し立てているように、国民年金被保険者名簿の移管事務が完了するまで、新住所地へ従前の集金人が徴収に赴くという方式も採られていたことも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金　事案３

第１　委員会の結論

申立人の昭和 44 年４月から 45 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 10 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 44 年４月から 45 年３月まで

年金記録を照会したところ、昭和 44 年４月から 45 年３月までが未納との回答をもらった。43 年７月に市内で転居した当初も、以前の住所地に在住していた時と同じ女性の集金人が引き続いて集金に来ており、同居していた妹と共に納付していたことを憶えている。

申立期間についてだけ未納となっているのは、私も妹も納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所が保管している年金手帳払出簿によると、昭和 40 年 10 月に国民年金資格取得届出を行っており、国民年金保険料を、妹と共に申立期間を除き 60 歳の資格喪失まですべて納付している。

また、姉妹二人とも昭和 52 年４月から付加保険料を納付しており、納付意欲は高いと認められる。

さらに、申立人が居住していた市では、申立期間当時、集金人による国民年金保険料の集金制度が実在していたことが確認できるとともに、市内で住所変更した場合、申立人が申し立てているように、国民年金被保険者名簿の移管事務が完了するまで、新住所地へ従前の集金人が徴収に赴くという方式も採られていたことも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫厚生年金　事案１

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、事業主は、申立人が昭和 52 年 12 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったこと、また、同日が申立てに係る事業所の全喪年月日であることが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。なお、51 年８月から同年９月までの標準報酬月額は 15 万円、51 年 10 月から 52 年９月までの標準報酬月額は 17 万円、52 年 10 月から同年 11 月までの標準報酬月額は 15 万円とすることが妥当である。

第２　申立人の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 22 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 51 年８月１日から 52 年 12 月 10 日まで

社会保険事務所の記録によると、昭和 51 年８月１日に被保険者資格を喪失したことになっているが、実際はその後も、同僚とともに同じ工場で仕事をし、52 年 12 月まで給料を受け、社会保険料を控除されていたと記憶している。

第３　委員会の判断の理由

社会保険事務所の事業所番号等検索簿において、申立人が勤務していた事業所の全喪年月日は、当初、昭和 52 年 12 月 21 日と記載されていたところ、後日、遡及して 51 年８月１日と訂正されており、同様に、被保険者原票において、申立人の資格喪失日も、当初、52 年 12 月 21 日と記載されていたところ、後日、遡及して当該事業所の全喪年月日（51 年８月１日）に訂正されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録及び当時の同僚の証言から、申立人は申立期間に当該事業所に継続して勤務していたと認められ、さらに、被保険者原票に 52 年 10 月１日の定時決定記録が記載されていたことから、かかる訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

このように、社会保険事務所において、いったんは、資格喪失日が 52 年 12 月 21

日と認められており、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立てに係る事業所の全喪年月日及び事業主が届け出た申立人の資格喪失日は当初の記録どおりであることが認められ、社会保険事務所において資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立期間の標準報酬月額については、訂正前の被保険者原票の記載から、51年８月から同年９月までの標準報酬月額は15万円、51年10月から52年９月までの標準報酬月額は17万円、52年10月から同年11月までの標準報酬月額は15万円とすることが妥当である。

兵庫厚生年金　事案２

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、事業主は、申立人が昭和 52 年 12 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったこと、また、同日が申立てに係る事業所の全喪年月日であることが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。なお、51 年８月から同年９月までの標準報酬月額は 17 万円、51 年 10 月から 52 年 11 月までの標準報酬月額は 18 万円とすることが妥当である。

第２　申立人の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 14 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 51 年８月１日から 52 年 12 月 10 日まで

社会保険事務所の記録によると、昭和 51 年８月１日に被保険者資格を喪失したことになっているが、実際はその後も、同僚とともに同じ工場で仕事をし、52 年 12 月まで給料を受け、社会保険料を控除されていたと記憶している。

第３　委員会の判断の理由

社会保険事務所の事業所番号等検索簿において、申立人が勤務していた事業所の全喪年月日は、当初、昭和 52 年 12 月 21 日と記載されていたところ、後日、遡及して 51 年８月１日と訂正されており、同様に、被保険者原票において、申立人の資格喪失日も、当初、52 年 12 月 21 日と記載されていたところ、後日、遡及して当該事業所の全喪年月日（51 年８月１日）に訂正されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録及び当時の同僚の証言から、申立人は申立期間に当該事業所に継続して勤務していたと認められ、さらに、被保険者原票に 52 年 10 月１日の定時決定記録が記載されていたことから、かかる訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

このように、社会保険事務所において、いったんは、資格喪失日が 52 年 12 月 21

日と認められており、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立てに係る事業所の全喪年月日及び事業主が届け出た申立人の資格喪失日は当初の記録どおりであることが認められ、社会保険事務所において資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立期間の標準報酬月額については、訂正前の被保険者原票の記載から、51年８月から同年９月までの標準報酬月額は17万円、51年10月から52年11月までの標準報酬月額は18万円とすることが妥当である。

徳島国民年金　事案２

第１　委員会の結論

申立人の昭和51年１月から同年３月までの期間及び52年１月から同年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和22年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和51年１月から同年３月まで
②　昭和52年１月から同年３月まで

私は、昭和50年６月に、市役所で国民年金に任意加入する手続を行い、国民年金保険料については、市から送られてくる納付書により３か月ごとに金融機関で納付してきたが、社会保険庁の記録では、51年１月から同年３月までの期間及び昭和52年１月から同年３月までの期間の計６か月が未納とされていることが判明した。

未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間直後の昭和52年４月から55年６月までの領収書を保存しており、その領収書によれば、３か月ごとにすべて納期限内に納付していることが確認できる。

さらに、50年６月から61年３月までは、夫が厚生年金に加入中で、申立人は任意加入期間である上、付加保険料も納付しており、納付意識は非常に高かったと考えられるとともに、申立人の申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金　事案３

第１　委員会の結論

申立人の昭和47年４月から48年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和23年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和47年４月から48年３月まで

私は、国民年金保険料について、１年間の保険料を１回又は２回で納付してきたが、社会保険庁の記録では、昭和47年４月から48年３月までの12か月分が未納とされていることが判明した。

未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、当初、申立期間及び昭和45年４月から46年３月までの期間が未納とされていたが、45年４月から46年３月までについては、国民年金手帳の検認記録及びＳ市が保管していた「国民年金被保険者名簿」により納付事実が判明し、記録が訂正されている。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和48年４月以降現在まで、国民年金保険料を納期限内にすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったと考えられるとともに、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金　事案５

第１　委員会の結論

申立人の昭和 59 年４月から同年６月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 33 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 59 年４月から同年６月まで

社会保険庁の記録では、昭和 59 年４月から同年６月までの保険料が未納とされている。同期間の保険料については、昭和 60 年頃、年内に二度の未納分の保険料の督促状が郵送され、二度とも納付した記憶があり、未納は納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に 203 か月加入しており、申立期間の３か月を除き、すべて納付している。

また、Ｃ市町村の国民年金被保険者名簿の検認済記録では、昭和 59 年度保険料の納付は、７月から 10 月までの期間及び１月から３月までの期間の保険料が現年度保険料として当該年度中に、11 月及び 12 月の保険料が過年度保険料として 61 年９月に納付されていることが確認できる。さらに、申立期間の保険料は、61 年８月には納付の時効に至るため、59 年 11 月及び同年 12 月の保険料を納付した 61 年９月より前に納付しなければならず、「年内に二度の督促状が郵送され、二度とも納付した」との申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金　事案２

第１　委員会の結論

申立人の昭和 43 年４月から 44 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 19 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間：昭和 43 年４月から 44 年３月まで

昭和 42 年 11 月、結婚のためＡ市からＢ区に引っ越したが、43 年３月までは納付済みとなっている。さらに、44 年５月にＢ区内で引っ越したが、44 年４月以降は納付済みとなっている。

昭和 39 年２月から 42 年 11 月に結婚するまでは、母が納付していた。結婚後は、自分が郵便局において納入していた。今まで、税金保険料関係は一切未納したことはなく、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

引っ越しにより、何らかの事情で未納とされたのではないか。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、20 歳から 60 歳の前月まで 40 年間、国民年金又は厚生年金に加入しており、申立期間の１年間を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、Ｂ区では郵便局において国民年金保険料の納付が可能であったことが確認できるとともに、住所変更に伴う国民年金の届出は適正に行われており、申立期間前後の国民年金保険料を納付しながら、申立期間の保険料のみを納付しなかったとされていることは不自然である。

さらに、申立人は、昭和 59 年２月から 61 年３月までの期間及び平成 14 年 10 月から 16 年１月までの期間の保険料を前納しており、納付時期が確認できる７年度以降の保険料については、すべて現年度に納付しているなど、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金　事案９

第１　委員会の結論

申立人の昭和 52 年５月から 54 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 32 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間：　昭和 52 年５月から 54 年３月まで

昭和 54 年度当初に母親が市役所に行き加入手続をした。当時事業は順調だったので、その日に市役所内にある銀行の派出所で保険料（52 年５月から 54 年３月まで）を一括で納付した。

申立期間について未納となっているのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 52 年に東京から実家に戻り家業を手伝っていたが、忙しさに紛れて国民年金の加入手続が遅れ、54 年になってから、母親が市役所に行き加入手続をしている。当時、市役所の窓口では過年度保険料の納付書及び特例納付の納付書の発行を行っており、申立人について国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 54 年８月を起点としてみても、52 年５月から同年６月までは特例納付（第３回目）、52 年７月から 54（びょう）年３月までは過年度納付ということで、一括納付は可能であり、申立内容に信憑性はある。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間については保険料をすべて納付している上、申立人は当時、両親及び妹と同居していて、両親は、昭和 36 年４月の国民年金発足当初から国民年金に加入、妹も 20 歳になった 55 年６月から国民年金に加入し、いずれもきちんと保険料を納付しており、同家族については、保険料納付の意欲が高かったものと認められる。

さらに、申立人の母親が「市役所で加入手続をした当日に市役所内にある銀行の派出所で納付した」と証言していることについても、当時、市役所内に当該銀行があったことが確認できたことから、母親の証言に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金　事案１

第１　委員会の結論

申立人の昭和 48 年１月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 13 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 48 年１月

昭和 47 年 11 月から 48 年１月までの国民年金保険料（任意加入）の納付記録を確認したところ、47 年 11 月から同年 12 月までの納付は認められたが、48 年１月だけが納付の記録が無く認められないとの回答であった。

町（離島の詰所）へ、毎月、保険料を持参していたので、昭和 48 年１月だけが未納とされていることは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ、１か月と短期間である。

また、申立期間直前の昭和 47 年 11 月及び同年 12 月の保険料については、当初未納とされていたが、市町村の被保険者名簿により、その後納付済みに訂正されており、社会保険事務所の記録管理が不適切であることが認められる。

さらに、申立人は、申立期間を含め任意加入していること及びその後の厚生年金資格取得と資格喪失の際には切替手続をすべて適正に行っていることから、申立人の年金に対する意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金　事案３

第１　委員会の結論

申立人の昭和 49 年４月から 50 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年　月 日　：　昭和 12 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　昭和 49 年４月から 50 年３月まで

当時、夫とともに木工所を営んでいたが、国民年金制度が発足した昭和 36 年４月に夫婦一緒に国民年金に加入し、以後、50 年 12 月に厚生年金に加入するまで国民年金保険料を納付していた。

社会保険庁の記録で、昭和 49 年４月から 50 年３月までが未納とされていることには納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、当時、夫とともに木工所を営んでいたが、国民年金制度が発足した昭和 36 年４月に夫婦一緒に国民年金に加入しており、以後、申立期間を除けば、50 年 12 月に当該木工所が厚生年金適用事業所になるまでの国民年金保険料は納付済みとなっている。

申立人及びその夫の国民年金保険料の納付年月日は、納付日が確認できる昭和 37 年度から 41 年度までについては夫婦とも同一で、３か月を除き納付期限内に納付しており、国民年金保険料納付の意識は高かったものと思われる。

また、申立人及びその夫の当時の経済状況は良好であったと認められ、申立期間の１年分が未納とされ、その前後の期間が納付済みとされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

島根国民年金　事案１

第１　委員会の結論

申立人の昭和 36 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立人の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 17 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 36 年 12 月

被保険者期間が 480 か月で、国民年金保険料納付が 479 か月と、１か月未納となっている。全被保険者期間について納付したと思っていたのに、１か月だけ納付していないとは思えない。よって、当該期間が未納となっているのは、納得がいかない。

第３　委員会の判断理由

申立期間は、20 歳で国民年金に加入した直後の１か月と短期間であり、申立期間を除き、保険料はすべて納付済みとされている。また、納付日が判明している昭和 47 年４月以降 60 歳で資格を喪失するまでの 356 か月のうち、353 か月は納付期限内に納付していることが確認できる。

さらに、申立人の保険料を納付していたとされる、同居親族である伯父は、申立期間を含め、任意加入していた全期間（120 か月）の保険料を納付していることから、納付意識が高かったものと考えられ、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛媛国民年金　事案５

第１　委員会の結論

申立人の平成 17 年６月及び同年７月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 19 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成 17 年６月及び同年７月

私は、平成 17 年６月頃に社会保険事務所に行って任意加入の手続を行い、２か月分の保険料２万 5,000 円ないし２万 6,000 円程度を支払った。

夫と二人で保険料を納めに行った記憶が鮮明にあり、間違いなく納付している。

第３　委員会の判断の理由

申立期間が最近の平成 17 年６月及び同年７月であることもあり、申立人は、当時の状況を総じて克明に記憶しており、申立内容は基本的に信用できる。

申立人が平成 17 年４月 28 日に年金相談に出向き年金受給見込額を計算してもらったことが、社会保険事務所に保管されている年金相談の記録から確認できるとともに、任意加入の手続を行ったとする社会保険事務所窓口の所在場所、国民年金被保険者資格取得申出書を作成した場所（位置）についての申立ては具体的であり、当時の状況に一致している。

また、申立期間に係る国民年金保険料月額は１万 3,580 円であり、その２か月分２万 7,160 円は、申立ての金額とおおむね一致しており、申立人の預金通帳から、平成 17 年６月 24 日に２万円を出金したことが確認でき、これを保険料の支払いに充てたとする申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

熊本厚生年金　事案１

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は申立人が主張する昭和 32 年７月 20 日に申立人が厚生年金被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、１万 6,000 円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和５年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 32 年３月 20 日から同年７月 20 日まで

昭和 28 年５月 22 日から 32 年７月 19 日までＡ社Ｂ支店に勤務をしていたが、社会保険事務所に被保険者記録について照会したところ、32 年３月 20 日に資格を喪失し、同年７月に再取得しているとの回答があった。

しかし、勤務先の在職証明や履歴表もあるので被保険者期間であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

人事記録等から、申立人がＡ社に昭和 28 年５月 22 日から 63 年９月 30 日まで継続的に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の健康保険組合の記録においては、昭和 29 年１月から 63 年９月 30 日までの被保険者期間に欠落はない。

さらに、申立人と同一の支店から同じ昭和 32 年７月 20 日付けで転勤した者が申立人以外に１人（以下「Ｃ氏」という。）いることが人事記録から確認でき、申立人及びＣ氏ともに資格喪失日が当初同年３月 20 日として処理されていた。しかし、Ｃ氏に関しては、厚生年金保険被保険者

名簿の一部が破損してＣ氏の氏名等が判読できない状態であったが、Ｃ氏の被保険者台帳が貼付されており、当該被保険者台帳において、資格喪失日を昭和32年３月20日から同年７月20日に修正されていたことから、社会保険事務所が平成19年７月30日付けで訂正している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和32年７月20日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の期間の記録から１万6,000円とすることが妥当である。

沖縄国民年金　事案１

第１　委員会の結論

申立人の平成８年６月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 50 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成８年６月から同年 11 月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、平成８年６月から同年 11 月までの期間について、納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。申立期間は大学に在籍していた期間ではあるが、国民年金保険料については 20 歳から親が納付しており、申立期間のみ未納ということは考えられない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、学生であったことから、その母親が国民年金保険料を納付していたとしており、申立期間を除き、国民年金加入期間について未納期間はない。

また、申立人の３歳下の弟についても、その母親が国民年金保険料をすべて納付しており、母親の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金加入期間については、申立期間を除き、納付日を確認でき、おおむね納期限内に納付されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金　事案 79

第１　委員会の結論

申立人の昭和 41 年 12 月から 53 年６月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 21 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 41 年 12 月から 53 年６月まで

昭和 53 年頃、国民年金に加入しようと思い、市役所に行ったところ、さかのぼって保険料を納付できると言われたことから、小遣いとして貯めていた現金で、金融機関において 25～30 万円を一括納付したはずである。

このため、昭和 41 年 12 月から 53 年６月までの期間が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、国民年金保険料を納付したとする時期や納付先が明確でなく、一括納付したとする金額も申立期間の国民年金保険料を納付した場合の額と大きく異なっており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金　事案 13

第１　委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 16 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 42 年 4 月から 46 年 3 月まで

昭和 42 年に結婚した後は、夫婦共に国民年金保険料を納付してきたので、主人が納付済みとなっている 42 年４月から 46 年３月まで、私の分だけが未納となっていることは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人自身は国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 47 年４月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金　事案７

第１　委員会の結論

申立人の昭和46年１月から51年４月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和26年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和46年１月から51年４月まで

社会保険事務所から、昭和46年１月から51年４月までについて、納付事実の確認ができなかったとの回答をもらったが、51年に母親が一括して、妹の分と併せて区役所で納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年９月にその妹と連番で払い出されており、それ以前に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、母親が昭和51年４月に過去５年間を一括して納付したと主張しているが、この時点は特例納付ができない期間である。仮に一括して納付していたとすれば、54年の加入時点で特例納付により妹の分と併せて45万円を超える金額を納付していることとなるが、特例納付は区役所では納付できず、また、納付した回数及び金額を申立人の母に聴取すると、まとめて納付したのは１回だけであり、それほど高額な金額ではなかったと述べていることから、54年の加入時点で、過年度分保険料を妹と併せて52年７月までさかのぼって納付したと考えるのが相当である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金　事案２

第１　委員会の結論

申立人の昭和 39 年３月から 47 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 12 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 39 年３月から 47 年 11 月まで

昭和 39 年３月から 47 年 11 月までの８年９か月分について、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、記録上納付の事実が確認できないとされたことに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年から町内の集金係に毎月国民年金保険料を納付したと主張しているが、その事実は確認できず、また、申立人の国民年金手帳は、47 年 12 月頃に初めて交付されたと推察され、その記号番号及び任意加入という被保険者の種別では、納付できない過去の期間に保険料が納付されていたことになるなど、不合理な点があると言わざるを得ない。

さらに、申立人は昭和 16 年以降現住所に居住していることからみて、他に国民年金手帳の交付を受けて国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金　事案３

第１　委員会の結論

申立人の昭和41年６月から43年６月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和21年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和41年６月から43年６月まで

申立期間に係る国民年金保険料納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、記録上確認できないとされた。

しかし、町内の国民年金保険料の集金担当者が来たときに、母親が一度、私の保険料を払っていると言いながら領収印を押した台紙を私に見せてくれた。このことから、当時母親が間違いなく私の保険料を納めていたと確信しており、納付したことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和41年６月から43年６月までの２年１か月について、母親が国民年金保険料を納付していたと主張しており、それが事実であるとすれば、41年６月に国民年金手帳が交付されているはずであるが、申立人は婚姻届を提出した43年10月頃に国民年金手帳の氏名変更及び住所変更の手続を行ったことはないとしているほか、Ａ市の国民年金被保険者名簿及び申立人の国民年金手帳には申立人が43年７月に国民年金被保険者資格を新規取得した旨記載されているなど、不合理な点があると言わざるを得ない。

また、申立人は保険料額が１か月150円くらいであったと記憶しているとしているが、昭和41年当時の保険料額は35歳未満が100円、35歳以上が150円であり、金額からみて、納付されていた保険料は申立人分ではなく、母親分であったと推認される。

さらに、申立人の同居の兄弟のうち申立期間において国民年金への加入期間のある１名の国民年金保険料の納付状況をみると、当該期間及びそれ以前の期間についてもすべて未納となっており、母親が同居している２人のうち片方の保険料のみ納付する合理的理由は見当たらないことから、申立人の保険料のみ納付されていたとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金　事案４

第１　委員会の結論

申立人の昭和 36 年４月から 39 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 16 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 36 年４月から 39 年３月まで

昭和 36 年４月から 39 年３月までの３年分について、両親が納付してくれていた私の国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、記録上納付事実が確認できないとされたことに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年から町内の集金係に両親が申立人の毎月国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳の記号番号は 39 年４月頃に初めて交付されたと推察されるため、時効により納付できない過去の期間の保険料が納付されたことになるなど、不合理な点があると言わざるを得ない。

また、申立人が、同時期に両親が国民年金保険料を支払っていたと主張する同居していた弟の年金記録を確認すると、弟の国民年金手帳の記号番号は、申立人のものと１番違いであり、その資格取得年月日は、申立人と同じ 39 年４月１日となっていることからみて、両親が申立人と弟の国民年金加入手続を同時に行い、その後の保険料について納付していたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金　事案６

第１　委員会の結論

申立人の昭和 42 年１月から 44 年４月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 22 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 42 年１月から 44 年４月まで

私は、毎月、国民年金保険料を母に手渡し、母が家族分をまとめて集金人に支払っていた。毎月の保険料額などは記憶に無いが、母が納付していたと思うので、納付を認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況等が不明である。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の手帳番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金　事案７

第１　委員会の結論

申立人の昭和 36 年４月から 38 年３月までの期間、39 年２月から同年３月までの期間、42 年 10 月から 46 年３月までの期間、52 年４月から同年９月までの期間、昭和 60 年４月から平成４年４月までの期間の国民年金保険料については、納付を免除され、又は納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和７年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 36 年４月から 38 年３月まで
②　昭和 39 年２月から同年３月まで
③　昭和 42 年 10 月から 46 年３月まで
④　昭和 52 年４月から同年９月まで
⑤　昭和 60 年４月から平成４年４月まで

私は、①昭和 36 年４月から 38 年３月までの期間及び②39 年２月から同年３月までの期間については、国民年金手帳に契印があること、その他の期間（③～⑤）については、保険料の免除申請をした、又は免除が継続されていたこと等から、未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたこと、又は免除されていたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付等をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金手帳の契印（割印）は、検認台紙を同手帳から切り離す際に押印するものであり、国民年金保険料を納付したことの証拠にはならないほか、免除申請に関する主張が曖昧（あいまい）であることに加え、免除期間が自動的に継続されたと主張するなど、申立内容に明らかに不合理な点が散見される。

さらに、申立期間は五つの期間、合計 13 年間程度と長期間に及んでおり、妻についても 14 年間以上の未納期間がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付を免除され、又は納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金　事案８

第１　委員会の結論

申立人の昭和 36 年４月から 38 年３月までの期間、39 年２月から同年３月までの期間、42 年 10 月から 46 年３月までの期間、52 年４月から同年９月までの期間、昭和 60 年４月から平成５年６月までの期間の国民年金保険料については、納付を免除され、又は納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 11 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 36 年４月から 38 年３月まで
②　昭和 39 年２月から同年３月まで
③　昭和 42 年 10 月から 46 年３月まで
④　昭和 52 年４月から同年９月まで
⑤　昭和 60 年４月から平成５年６月まで

私は、①昭和 36 年４月から 38 年３月までの期間及び②昭和 39 年２月から同年３月までの期間については、国民年金手帳に契印があること、その他の期間（③～⑤）については、保険料の免除申請をした、又は免除が継続されていたこと等から、未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたこと、又は免除されていたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付等をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金手帳の契印（割印）は、検認台紙を同手帳から切り離す際に押印するものであり、国民年金保険料を納付したことの証拠にはならないほか、免除申請に関する主張が曖昧（あいまい）であることに加え、免除期間が自動的に継続されたと主張するなど、申立内容に明らかに不合理な点が散見される。

さらに、申立期間は五つの期間、合計 14 年間以上と長期間に及んでおり、夫についても 13 年間程度の未納期間がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付を免除され、又は納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金　事案１

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 12 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 52 年 10 月から 59 年 10 月まで
②　昭和 59 年 11 月
③　昭和 59 年 12 月から 61 年 12 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、上記申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。事業主が保険は加入すると約束していた記憶があるので、調査を依頼したい。

第３　委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料はない。

また、申立人には、申立てに係る３事業所の各事業主が保険は加入すると口頭により約束したとの記憶はあるものの、保険料が控除されていたことに関する具体的記憶はなく、同僚等の氏名も記憶にない。このほか、当該事業所はすべて全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金及び国民健康保険に加入していないと説明しているが、国民年金に加入した記録はないものの、申立期間を含む昭和 50 年１月 23 日から平成８年５月 28 日までは、継続して国民健康保険に加入していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金　事案１

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立要旨

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和６年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 29 年３月から 30 年４月まで

昭和 28 年 10 月から 31 年４月 30 日まで県の土木出張所に勤務していたと記憶しているが、同出張所における厚生年金の適用は 30 年５月から 31 年４月までとなっており、加入期間が記憶と相違している。また、当時、同出張所から健康保険証をもらい通院していた。手元に辞令がある 29 年３月から 30 年４月までは厚生年金加入期間として認めてもらいたい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所は官公署の事業所であったため、申立期間当時においては厚生年金の強制適用事業所とはされていなかった。

当該事業所が適用事業所となったのは昭和 30 年５月１日であり、申立期間については適用事業所とはなっていない。

したがって、申立期間において、申立人が、勤務していた事業所の厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、健康保険証の交付については、官公署の事業所の場合は日雇労働者健康保険事業所となることができ、当時、当該事業所は日雇労働者健康保険事業所となっていたことが確認された。

申立人については、日雇労働者健康保険の被保険者であった記録は廃棄されていることから確認できないが、申立期間について辞令では「臨時自動車運転手」であったことが確認できており、被保険者であったことが推認される。

なお、日雇労働者健康保険は厚生年金に未加入の場合であっても加入が可能であったことから、日雇労働者健康保険の加入の事実をもって、当然に厚

生年金の加入根拠とはならない。

この他、申立人が、申立期間に保険料を納付した事実を確認できる関連資料等が無いことなどを総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金の被保険者として、保険料を納付していたものとは認めがたい。